

- 1. 木炭十貫目一円八千銭トスルニ
- 2. 大薪一割十四円トスルニト
- 3. 今回ノ遠郵ニ對シ責任ヲ同ハルニト
- 4. 但シ解雇スル場合ノ勤続年数一ヶ年ニ對シ
- 5. 六ヶ月分ヲ支給スルコト

件裁案

- 1. 阿仁鑛山全従業員現在ノ賃金ヲ二割増スニト
- 2. 坑文ノ現在賃金ヲ二割増トス
- 3. 一般鑛文職工等級賃金ニ割増トス
- 4. 製鑛諸員現在賃金ノ一割五分増トス
- 5. 米價ノ市中時價ヨリ一割減トス
- 6. 勤続手當ヲ支給スルニト
- 7. 希望ノ是度ノ例ニ依ルコト但シ既任直役ハ
年数ノ計業トスルコト
- 8. 要求ノ通りナルニト
- 9. 若働時同ノ現在ノ通りナルニト